

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 4 月 1 2 日

須賀川市長 橋本 克也

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

越久地区

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 5 年 3 月 2 3 日（当初作成）

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

個人 1 1 経営体

法人 1 経営体

### 4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はあるが後継者が少ない。

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者、農業の廃業や経営転換をする方、また、分散作圃を解消するため利用権の交換を考えている方は原則として農地中間管理機構に貸し付けていくこととする。

### 6. 地域農業の将来のあり方

耕作条件の良い圃場で耕作できるように、農地中間管理事業等を活用し農用地の集積を図り、次世代にとって農業を行いやすい環境を整える。

また、今後は、話し合いを重ね人・農地プランの策定エリアの拡大と参画者を増やし、農用地の集積促進と担い手確保に努める。